

農業生産法人等育成緊急整備事業(新規)

～望ましい農業構造の確立と農村社会の持続的な発展に向けた基盤整備の推進～

1. 趣 旨

- (1) 品目横断的経営安定対策の導入を受けて、地域農業の構造改革の加速化が図られることとなるが、一方、改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業地域においては、社会的・地理的状况等によって意欲と能力のある個別経営の育成がしづらいたとも想定され、改革の停滞が危惧される。
- (2) また、基本法においては、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ために必要な施策を講ずることとされており、「農業構造の展望」においては、平成27年度までに法人経営・集落営農経営は3～5万程度の育成が見込まれ、望ましい農業構造の確立が図られるものとしている。
- (3) このような状況のなか、優れた経営者としての能力を身に付け、意欲をもって農業経営の発展を目指す農業生産法人等を、地域農業の再編のきっかけとなる基盤整備を契機として緊急的に育成し、望ましい農業構造の確立及び農村社会の持続的な発展に資するものである。

2. 事業内容

- ① 地域における農業生産法人等の育成状況、農地の整備及び利用集積の状況を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するものであり、次に掲げるア～オの事業のうち2以上（ア又はイは単独でも可）の事業を実施。
ア 暗渠排水 イ 区画整理 ウ 客土 エ 農業用排水施設 オ 農道
- ② ①と密接な関連のある農村生活環境整備事業、農業生産法人等育成促進事業等を実施。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県
- (2) 採 択 要 件：
 - ① 受益面積が20ha以上であること
 - ② 品目横断的経営安定対策の対象経営体となる農業生産法人等が事業完了時まで育成されること
 - ③ 事業実施主体は、ア) 法人の育成方針、イ) 法人等への農地の利用集積方針、ウ) 法人の経営手法等が定められた農業生産法人等育成土地改良整備計画を策定すること
 - ④ 事業実施主体は、事業完了後5年間、農業生産法人等育成土地改良整備計画に係る評価を行い報告を行うこと
 - ⑤ 事業の完了時において、農業生産法人等への経営等農用地面積シェアが一定以上になること
- (3) 補 助 率：内地・北海道50%、中山間55%、沖縄75%、奄美60%、離島55%
- (4) 事業実施期間：平成19～23年度（採択期間）

4. 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

1,000,000千円(0)

【担当課(室)：農地整備課経営体育成基盤整備推進室】